

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処 分 基 準： 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）は、営業の廃止命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：